



Title	モによる条件節形成と譲歩
Author(s)	加藤, 重広
Citation	北海道大学文学研究院紀要, 170, 35 (左) -58 (左)
Issue Date	2023-07-07
DOI	10.14943/bfhhs.170.135
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/90148
Type	bulletin (article)
File Information	04_170_Kato.pdf



[Instructions for use](#)

モによる条件節形成と譲歩

加藤重広

日本語で条件節と帰結節からなる複文をつくる時、副助詞の「も」を含む条件節が使われることがある。これは譲歩節などと呼ばれるが、何をもって譲歩と見なすかが不明確なまま議論されている面があると筆者は考えている。本論では、形式と意味をできるだけ截然と区分しつつ、分析したい。

1. 予備的議論と先行研究

譲歩をめぐる議論のわかりにくさは、対象の不一致と用語の不統一にあることができる。例えば、小泉(1987:4)は、坂原(1985:125)の「譲歩節とは、補助仮定の不成立により、期待される結果を実現し損なった仮定節に過ぎず、いふなれば、途中で挫折した前件である」を引用しながら、「譲歩文そのものは規定していない」としている。ここでは、坂原(1985)が譲歩を「節」のレベルで生じるものと見ているのに対して、小泉は「文」のレベルで生じるものと見ているという決定的な違いがある。後者では、従属節と主節からなる複文全体を捉えて「譲歩文」としているのに対して、前者は従属節を「譲歩節」として、節で捉えようとしていることになる。田中(2005)はその論題が示すとおり英語における(even)if節を論じたものなので、前者に相当するよう感じられるが、実際には前件と後件、また、その関係を含めて論じており、後者に近い。田中(2005)は英語を出発点にしているが、議論の中では日本語も論じており、日本語を論じながら英語の対応文も考慮している藤井(2002)とスタンスは似ている。

小泉(1987:4)は、「譲歩文は、前件の条件が満たされたのに期待される

10.14943/bfhhs.170.I35

結果が得られなかったことを表明する文である。ある条件文を予定して、これに従って行動したのに逆の結果になってしまったことを遺憾の意をこめて語る文である。」として、(1)を挙げている。これは(2)という条件文が前提になっていて、この前提通りなら(3)のようになるはずなのに、逆の結果になってしまった(1)が譲歩文だというのである。

- (1) 努力したのに、成功しなかった。(譲歩文)
- (2) 努力すれば、成功する。(条件文)
- (3) 努力したので、成功した。(理由文)

小泉(1987)では、(2)の条件文は予測文とされるが、(1)の譲歩文と(3)の理由文は事実文とされている。前者が非事実(irrealis)で後者が事実(realis)におおむね対応すると考えていいだろう。譲歩も条件も理由も複文における従属節の位置づけであり、主節によって非事実か事実かがわかるはずだが、複文の類型が従属節の特徴に基づいて名づけられていることになる。ただ、これは名称の動機付けの問題であってとりあえず本質的な問題ではない。

重要なのは、小泉(1987)では、realisとしての事実文として譲歩文が位置づけられ、「期待される結果」とは「逆の結果になってしまったことを遺憾の意をこめて語る」とされていることだ。「期待」と逆なら「遺憾」、つまり、残念で悔やまれるような結果に常になるとは限らない。「遺憾」や「残念」は情緒的評価であり、主観でもあって、構文の形式や意味機能とは異なる価値づけであるので、本論では一旦除外して考える。

- (4) 怠けたのに、成功した。
- (5) 怠ければ、失敗する(≡努力しなければ、成功しない)。

小泉(1987)の説明に従えば、(4)では(5)のような予測文が想定されるにも関わらず、予測とは逆の結果になったと説明される。確かに、(2)や(5)は一般の条件文ではあるが、これを「予測文」とすることには違和感がある。というのは、(2)(5)は未来のことを予測する際のよりどころでもあるが、「太郎が試験に落ちたそうだね。怠れば失敗するさ。」のように過去のことを推定する際にも使える。つまり、(2)(5)のような条件文は時間的限定がなく、一般法則のように理解されている。法則と言っても、物理的な法則とは異なる

るので、多くの場合に成立が見込まれる「傾向」のようなものでよい（発話に対する推意 (implicature) に相当する関係であるが、(2)が(1)や(3)の推意とは限らない)。そもそも(2)はわれわれの経験知に基づく一般化であることを踏まえて、「一般則」とここでは呼んでおく。問題は、この一般則となる情報はどこにあるのか、ということである。

(2)あるいは(5)のような知識は、通常、私たちがあらかじめ知っているものである。加藤 (2009, 2011, 2017) の枠組みでは、会話が始まる時点で参加者が事前に持っている情報群は、世界知識に含まれ、長期記憶 (LTM) の一種である知識記憶にあるが、会話の中で必要があれば活性化されて、談話記憶 (discourse memory) に送られる。先行するやりとりにも現れれば形式文脈に置かれることになり、(形式文脈は談話記憶にあるので、) 談話記憶にある「文脈」とみることができ。 (1) (4) は、文脈を踏まえた発話として一定の制約があることになり、この点で語用論的な現象として検討することができる。

なお、(5)は(2)に対する誘導推論 (Geis and Zwicky, 1971) であるが、前提的想定となる条件文・予測文があれば、それに対する誘導推論 (if P, Q に対する if \sim P, \sim Q) も前提的想定に含まれ、活性化されている文脈としてやはり談話記憶に置かれることになる¹。そのいずれかの予測に反する (= 予測と一致しない) のであれば、譲歩文と認める、という基準をたてることは可能で²、この手順に従えば、(2)を前提的想定とし、その誘導推論(5)も自動的に成立すると見て、これらに合致しない(1) (4)を譲歩文とすることはできるだろう。問題は、「予測に合致しない」の範囲をどう定めるかである。

¹ 加藤 (2009, 2011, 2017) の枠組みでは、「努力すれば成功する」といった単純な条件文は世界知識の一部であり、知識文脈にあるものが、談話記憶に送られるが、誘導推論はそれ自体がもともと世界知識に含まれている場合も、含まれていないものの、推論処理によって得られる場合も、両方考えられる。後者も談話記憶に置かれるので、結局いずれの場合でも、談話記憶にある「文脈」ということになる。

² 一般に条件文を論じた言語研究系の論文では、「逆の結果」などと安易に「逆」ということばを使うことがあるが、形式論理学では、if P, Q に対する if Q, P を逆 (inverse) と呼ぶので、用語法が異なる。誘導推論に現れる if \sim P, \sim Q は裏 (converse) にあたる。

また、ここまで前提的想定となるものを先行研究と同様に条件文の形式としてきたが、(2)の内容は「成功に努力は必要だ」のように言い換えてもほぼ同じであり、これを文脈として踏まえて(1)や(4)を成立させることは可能だ。もちろん、2つの節からなる条件文の場合、論理関係が把握しやすいことは事実だが、条件文でなければ成立しないかと言えば、必ずしもそうではない。しかも、ここでの議論は、「Xが努力する」を真偽で捉え、「Xが成功する」も真偽という離散的な値で捉えて、真と真の組み合わせの条件文に対して、偽と偽の組み合わせの条件文を条件完成（誘導推論）として引き出し、真と偽の組み合わせ「努力する+成功しない」や偽と真の組み合わせ「努力しない+成功する」を(1)や(4)のようなものとして位置づけている。しかし、これは現実世界の把握から考えると過度な単純化である。この種の単純化だけで世界把握が可能なら、真と偽、あるいは、偽と真の組み合わせであれば「逆の結果」と記述することもできるだろう。

しかし、現実的には「Xは一生懸命頑張った」ものの、「成功には至らなかった」ということはありうるし、「一日3時間でなく、4時間勉強していれば、合格していただろう」ということもあるはずだ。これは「努力が不足している」とは言えても、「努力しなかった」という記述は、不正確ではないだろうか。つまり、真理値で離散的な記述が成立する場合もあるだろうが、連続的で非離散的な捉え方が少なからずあるのである。「合格」と「不合格」のような離散的評価ですら、「補欠合格」のようなものを想定すれば二項対置で記述できなくなってしまう。端的に言って、これらの論理の単純化では、量的概念が排除されていることになり、量的な概念を抜きに現実世界を把握できないケースが多々あるということになる。問題点はほかにもあるが、次節では従属節と主節の関係を確認しておきたい。

2. 逆接性と仮定性

藤井（2002）は、先行研究から以下のような表（日本語の条件表現の分類）を掲げて「(狭義の)条件文」と「譲歩条件文」を区分しているが、単なる「譲

歩文」もカテゴリーとして設定されている。そして、譲歩条件文も譲歩文も「逆接」の一種で、仮定的なら前者、確定的なら後者ということにされている。

表 1：日本語の条件表現の分類（藤井 2002：250）

	順接 consequent-connection	逆接 counter-connection
仮定的 irrealis	順接仮定条件 (狭義の条件文) Conditional	逆接仮定条件 (譲歩条件文) Concessive conditional
確定的 realis	順接確定条件 (時の表現, 原因文) Temporal, Causal	逆接確定条件 (逆接理由文, 譲歩文) Adversative, Concessive

仮定条件か確定条件か、また順接か逆接か、という観点は松下文法に見られる区分（松下 1930²、加藤 2022）であるが、用語など細かな違いはあるものの、区分法としてはおおむね一致している³。つまり、このような区分は伝統的な区分を踏まえたものと言ってよいだろう。

仮定条件と確定条件は、接続助詞「ば」に続く形が未然形と已然形に対立していた古典語であれば、その対立関係がわかりやすい。

(6) X に行かば

(7) X に行けば

しかし、現代語では未然形に「ば」が付く形は衰退しており、対立は失われている。同じような意味を表す条件節は、「たら」でも作れるが、これはもともと「たらば」の「ば」が省略された形であり、「たり」の已然形に続く形

³ 松下 (1930²) では、動詞の格を特殊格と一致格、特殊格を独立格と従属格に分けている。ここでの従属格が従属節を導く形式におおむね相当するが、さらにそれを連体格と連用格に分け、連用格を修用格と補用格に分けている（これは、副詞節と副詞句の対立に近い）。修用格は、方法格・中止格・状態格・機会格に分けられ、機会格がおおむね条件節に相当する。機会格は、拘束格と放任格に分けられ、それぞれが、仮定と確定で区分されるので、拘束格を順接、放任格を逆接とみれば、藤井の四区分と対応する。

の「たれば」は現代語では衰退し、「たれ」を接続助詞のように使うことはない。結果的に、「たら」が接続助詞の機能を継承しているが、やはり、対立はなくなっている⁴。他に、「と」に続く形もあるが、「～すると」のように、「と」は終止形のみ⁵につくので、対立はない。ただし、「なら(ば)」には、「行くなら(ば)」という基本形と「行ったなら(ば)」というタ形の対立がある。ただこれは形態的な対立ではあって、活用形の対立ではない⁶。藤井(2002)では、これらの形式は順接とされている。

日本語文法における仮定条件と確定条件は活用形に基づく形態差を基準に、その意味機能的な特性をもとに名称を定めたと考えるのが妥当だろう。つまり、仮定や確定は意味の目印として便宜的に与えたもので、そのまま文法記述の内容を制限するものではない⁷。単純に考えれば、「仮定的」「確定的」は、従属節の意味の差を想定した対立なのだろうが、それが irrealis (仮想・非事実・叙想的) と realis (現実・事実・直說的) と正確に対応するわけではない。

(8) X に行くなら

(9) X に行ったなら

⁴ 「たら」は未然形に由来するが、未確定を意味しないこともある。

⁵ 動詞や形容詞では終止形か連体形かを現代語では判断できないが、形容動詞を見ると、終止形接続であることが確認できる。

⁶ 「なら(ば)」に接続する形は、「なら」が文語の「なり」に由来することから連体形だと推定できる。「行く」も「行った」も連体形で、非タ形かタ形かという対立のみである。問題を複雑にしているのは、「なら」の前の部分だけでも従属節として自立している点である。「あす太郎が研究会に行くなら」は、「なら」の先行部を連体修飾節と見ることができ、「なら」を接続助詞とすれば、全体を副詞節と見ることでもできる。「なら」の代わりに「場合」や「時」が使われても同じような構造になる。この「なら」の問題は、「のなら」でも同じように生じる。「のなら」と「なら」は必ずしも意味が同じではないが、本論では両者の違いは扱わず、指摘に留める。

⁷ 命令形や未然形など用言の活用形も同様である。例えば、未然形は「いまだしからざる」ことを表すことはあるが、未然形であればすべてそうだとは限らない。命令形も命令を表すだけでなく、「いずれにせよ」のように従属節をつくり、命令を意味しないこともある。

(6) (7)に対応する対立は(8) (9)に相当すると考えることができるが、これはイレアリスとレアリスと説明できるだろうか。

(10) 富士山に登るなら、登山の準備をしておくべきだ。

(11) 富士山に登ったなら、素晴らしい眺望が楽しめる。

例えば(10) (11)のいずれも「富士山に登る」ことは、認知上仮定され、想定されているだけで、まだ現実になっていない。両者の違いは(10)では前件が未完了として想定され、「富士山に登る前に」に近い意味であるのに対し、(11)では前件が完了事態として想定され、「富士山に登った後に」に近い意味になっているということだろう。

(12) 富士山に登ったら八ヶ岳が見えた。

(13) 富士山に登ったら八ヶ岳が見える。

上掲の(12) (13)は主節述部の非タ形とタ形しか変わらず、従属節は同一である。しかし、(12)は「富士山に登った」という事実と「八ヶ岳が見えた」という事実の組み合わせで文全体が事実と解釈されるのに対して、(13)は「富士山に登る」という叙想的内容の非事実と「八ヶ岳が見える」という推定の非事実の組み合わせで文全体が非事実と解釈される。このことから考えるべきは、「富士山に登ったら」という従属節だけを見ても事実か非事実かは判断できないということである⁸。このことから単純に推定されるのは、主節が従属節の事実性（事実か非事実か）を制御する可能性であり、それがタ形と関わりを持つということであるが、これらの例文だけでそう結論するのは早計である。この点は別稿で論じる。

総じて、これまでの国文法での「確定」と「仮定」は一見 *realis* と *irrealis* の対立のように見えるが、実態としては、事象の完了性をもとに事象の順序を指定するしくみになっていることがわかる。仮定条件とされるものは従属

⁸ なお、「富士山に登れば」は(13)で従属節に置き換えられるが(12)ではできない。「富士山に登ったなら」はいずれでも置換可能だが「富士山に登るなら」はいずれも置換不可だ（意味の違いが(13)では生じる）。「富士山に登るのなら」はやはりいずれも不可で、「富士山に登ったのなら」はやはり置換不可である（(12)は明らかに不可で、(13)はやはり意味差が生じる）。

節が後行事態で、主節が先行自体のように解され、確定条件とされるものは従属節が先行事態で主節が後行事態と解される。これは、主節事態を基準にして未完了なら後行事態、完了なら先行事態として説明できる。

以上を踏まえると、条件節あるいは仮定節とあらかじめ定めるのではなく、主節を含む文複文全体のカテゴリーを先に定めるべきであり、それらの類型の中でさらに従属節の位置づけを明確にするという手順を踏むことにする。これは、仮定性の扱いの話であるが、もう一点ここでは逆接性についても確認しておきたい。

逆接はいわゆる逆態接続の省略した言い方であるが、意味的な定義として不明確な部分がある（加藤・2001a, 2001b, 2006）。有り体に言えば、形態的基準と意味的基準が混在している状況にある。例えば、形態的な「が」のように、典型的な逆接といわれる接続助詞や接続詞も、意味機能で見ると逆接とは言えない例もあり、逆に、逆接ではなく単純接続や順接の接続助詞や接続詞などでも、意味機能的には逆接とみるべき例もある⁹。

(13) この点は一見するとわかりにくいのですが、筋道立てて考えると逆に理解しやすい考え方になっています。

(14) さきほどXさんに会いましたが、元気そうでした。

(15) Yさんに会いに行って、じっくり話し合いをした。

(16) Yさんに会いに行って、結局会えずじまいだった。

一般に「が」は(13)のような用法を想定して逆接とするが、(14)は逆接とは言えないだろう。ただ解釈の直観だけで決めるのは科学的ではないので、より形式的なテストを使うなら、(13)では「が、」のあとに「しかし」を挿入できるが、(14)ではできず、(13)では「が」の前で文を完結させ、「しかし」を第二文の冒頭に置いて、連続させることができるが、(14)ではできない¹⁰。

⁹ なお、加藤（2008）ほかにあるように、本論著者は、純然たる品詞カテゴリーとして無検証に「接続詞」をもうけるべきではないと考えている。しかし、本論は、品詞論や形態論を論じるわけではなく、議論の中で「接続詞」とすることがわかりやすく、先行研究との関係を損なわないと考えて、あえて厳密に扱わないことにしている。

一方、単純接続・順接とされる「て」もその位置で文を「行った。」として完結させ、「そして」「それで」などを第二文の冒頭に置いて、連続させることが、(15)(16)ともにできる。これらは順接のように見えても逆接のように見えても違いがないように感じられるが、実際には、文を2つに分けて第二文の冒頭に「しかし」を置くと(16)では問題なく成立するものの、(15)では成立しない。

特定の接続要素(接続助詞でも接続詞でもよい)、すなわち特定の形態素が、1つの機能を排他的に担うのであれば区分は単純であり、定義も容易である。しかし、実際には、特定の形態素が異なる複数の意味機能に対応しており、具体的には、「が」が逆接にも順接にも対応し、「て」が順接にも逆接にも対応している。このことは以前から知られているが、逆接と順接を単純に二分できるような基準や定義が確立しているわけでもない。

加藤(2001a)は、主に無照応とされる「しかし」に焦点を当てているが、逆接の実質は解釈の「対立性」「対置」であるとしている。これを補足的にまとめ直すと、以下の2点になる。

- ① 「対立性」から真偽性をめぐる対立関係は除外される。
- ② 「対立性」と解釈されるものは、文意味上の対立でも、推意上の対立でも、推意と文意味の対立でも、いずれでもよい。

説明は不要かもしれないが、①は複数の命題の真理値が異なる状態で同時に成立する場合、逆接か順接かを問わず、それらの論理関係が根本的に矛盾していることになるため、成立しないということである。

(17) 本日は祝日である。しかし、本日は祝日ではない。

例えば(17)は「しかし」に先行する第一文と「しかし」に後続する第二文は真理値が異なり、両者が同時に真たりえる場合は想定されない。これは、接続のあり方よりも命題の連続性によるテキストの流れに対する違反なの

¹⁰「できない」とするのは、かなり強い不自然さがあるなど一般的な日本語表現として成立しないことを指している。ただし、これは文法的に成立しない非文(や疑非文)ではなく、語用論的に問題が生じるケースにあたる。基本的に接続部以外は適格文になっているからである。

で、「そして」など別の接続詞に変えても不適切であることは変わりがない。

「対立性」の中核となるのは②である。(18)では「数学の試験で満点をとった」ことは、WについてもZについても同一の事象であり、文意味では対立的解釈にはならないが、推意としては「Wは稀な満点を取るなど、特に優秀である」に対して、第二文を示すことで「優秀な学生はWだけではなく、他にもいる。満点は稀ではない」といった推意が得られ、第一文だけで得られた推意は修正しなければならなくなる。このとき、第一文のみから単独で得られた推意と、第二文から得られた推意は、違いを含み、対立しうるので、逆接が成立するわけである。

(18) Wは数学の試験で満点をとった。しかし、Zも数学の試験で満点をとった。

(19) 私はずっとA氏を待っていた。しかし、結局A氏は来なかった。

これに対して、(19)は第一文から「私はA氏が来ると思っていた」という推意が得られるが、第二文の文意味はそのまま「A氏は来なかった」ということであり、両者は対立する。従前は、逆接は事前の予想や予測と異なる場合に成立するとした先行研究も見られるが、現在は語用論的な用語や概念も整備されているので、推意とすることで説明が容易になると考えられる。予想や予測は、誰の認知におけるものか、私の予想か動作主の予測かといった問題もあり、厳密には、「来ると思うけど、A氏のことだから来ないかもしれないなあ」といった微妙な予想もありうるので、ここでは極力使わずに検討することにした。

なお、文法概説書として学校文法との親和性を尊重した加藤(2006)では、接続助詞・接続詞による接続を条件接続と列叙接続に分けた上で、条件接続を6種類に分けている。

表 2：日本語における接続の分類（加藤 2006：111）

条件接続	用法		接続助詞	接続詞
	順接	確定	ので・から	だから・それで・したがって・ゆえに
		仮定	ば	それなら・さらば・だとしたら
	逆接	確定	けれど（も）	しかし・けれども・だが，ところが
		仮定	ても・でも	だとしても
	前提	確定	と	そこで・すると
仮定			だとすると	

これは、学校文法から研究文法への架橋を想定して記述したもので、上述の通り、本論での考えとは異なる。また、本論で論じようとしている点で抜け落ちていることもあるので、加藤（2006）で触れていない点についてここで確認しておきたい。それは、従属節における「た」出現の有無である。「ば」のほか「と」「ても・でも¹¹」などでは、その前に「た」は現れない（「た」の出現の有無を考えている位置は従属節の末尾でもあり、「た」は直接的にテンスを表すわけではなく、アスペクトを表していると考えるべきだが、その機能はここでは論じない）。「た」が介在できる場合は「た」を含まない基本形も可能なので、「食べるから」に対する「食べたから」のように、「た」に関して形態が分化し、対立が生じる。ここでは、テンス分化やアスペクト分化に準えて、タ形分化と呼ぶ。

「ば」「と」「ても・でも」はタ形分化が生じないものであり、ここでは便宜上接続助詞 A 類としておく。表 2 にない「たら」も条件節形成の接続助詞のように扱うことがあるが、これは厳密には接続助詞「ば」に続く助動詞の未然形であって本来的な接続助詞ではない。しかも、これは「た」の未然形ではなく、「たり」という文語の助動詞未然形とみるべきである¹²。これは、「た

¹¹ この「でも」は、「歩いても」に対する「静かでも」のようなものを想定している。これに、「あなたの能力でも」のように、名詞述語文を想定できるものも含めることはできる。

ら-ば」の省略形と考えられることから、「ば」の下位区分としておく。この「たら」もやはりタ形分化は生じない。「たら」同様に、「なら」も「なら-ば」のように文語助動詞「なり」の未然形の残存とみることができ、これは先に確認したように、「なら」も「のなら」もともにタ形分化を持っている。タ形分化が生じるものは(接続助詞かどうか検討が必要なものも含めて)、便宜上、接続助詞B類とする。

接続助詞A類とB類は以下のようにまとめることができる。

(20) 接続助詞A類…「ば」「と」「ても・でも」「たら」

(21) 接続助詞B類…「ので」「から」「けれど(も)」「(の)なら」

接続助詞をどの範囲まで認めるかは、意味機能的な基準と形態論的な基準を立てて個別に判断することが必要であるが、形式名詞類は意味的制約のあるものを除けばタ形分化があり、接続助詞B類に含まれることが多いようである。本論での議論の対象としている「逆接」については、「ても・でも」がA類で、「けれど(も)」がB類になっている。

以上、本節では、逆接が形式上の意味でも推意でも対立性が解釈できれば成立すること、その接続関係を担う形態に関しては形態論上、タ形分化の有無によって2つのカテゴリーに分けられることを確認した。

なお、「ても」ではタ形分化は生じないが、一定の条件を満たせばタ形分化を成立させることそのものは不可能ではない。「早く帰っても」の「早く帰る」は「ても」の前でタ形分化はできないが、「早く帰ったとしても」「早く帰るとしても」とすればタ形で分化ができているように見える。しかし、これは「とする」がタ形分化を許容しているもので、「ても」によって可能になっているわけではない。

¹²「た」は「たり」あるいはその連体形の「たる」の後部が脱落したものとすることがあるが、このことも含めて、「たり」と「た」の連続性についてここでは扱わない。また、「たら」が、他の活用形態との結びつきを失って、条件節形成専用の形態に転じたと考えることもできるが、他の活用形態との結びつきについても、別途論じる機会を設ける。

3. モの機能

モは文語文法では係助詞であるが、口語文法では副助詞に分類されることが多い。もちろん、「とりたて詞」というカテゴリーに含めることも少なくないが、日本語の助詞分類のなかに副助詞類だけをとりたて詞あるいはとりたて助詞とする不自然さや問題点も考慮すべき（加藤 2016）である。よって、本論では副助詞とするが、従来の扱いと大きく変わることはない。一連の先行研究（松下（1930）、沼田（1986, 200, 2009）、加藤（2006, 2016, 2017a, 2017b, 2020）、日本語記述文法研究会（2009）、稲吉（2020）など）を見ると、従来の「累加」という説明では十分に説明できない点が多いこともよくわかる。松下（1930）が、「は」「も」「 ϕ 」（松下は読点のみで示している。以下ゼロ助詞という）を題目格に分類した上で、それぞれ分説・合説・単説とし、「が」や「を」を平説としたことは知られているが、現在の文法の枠組みと整合させるなら「は」「も」ゼロ助詞は副助詞であり、「が」や「を」は格助詞であって、格助詞だけの用法でも焦点化する総説（久野 1973）の用法があると言えはいいだろう。

松下（1930）ならずとも、「は」と「も」を同じカテゴリーに含めて分析する研究は多い。そもそも八衢派がいずれも終止形でうける係助詞だとしていることもあり、形態論的には「は」と「も」に共通する性質は多い。例えば、「こそ」が「が・を・に・へ・で・と・まで・から・より」など9種類の連用格助詞¹³に後接できるのに対して、「が」に「は」「も」は後接できず、「を」への後接も条件¹⁴があり、項に現れる「に」や「へ」への後接は形態論的に可

¹³ いわゆる学校文法で用いる連体格助詞「の」に関して「のこそ」は不適格であり、連体修飾節で連用格助詞として用いた場合（主格属格交替を生じたケース）でも後接はできない。例えば、「夏休みが待ち遠しかった6月」は「夏休みの待ち遠しかった6月」としても「夏休みのこそ」とはできない。「このテーマが問い直されなければならない」は「このテーマがこそ問い直されなければならない」とできるが、「このテーマの問い直されなければならない事態」を「このテーマのこそ…」とはできない。

能だが標示に義務はなく、項でない「に」につく「は」「も」は標示が義務である。「で・と・まで・から・より」には後接でき、標示は義務となる。これらの形態論的な振る舞いは「は」と「も」で同じ原則で記述できる。

なお、「は」「も」といった副助詞は副詞や副詞句、副詞節、用言の連用形などにもつくことから加藤（2006, 2017a, 2017b）では連用成分に後接すると記述している¹⁵。

しかし、あまり指摘されることのない「も」の特徴で、「は」とは異なる点がある。多重格制約（加藤 2013）がかかるかどうかという点である。二重ヲ格制約を代表とする多重格制約が日本語にあり、これは類型論的に見て普遍的な特徴とすることができる。この多重格制約は意味格が異なればかからず、同一の意味格での使用にかかる制約である。

(22) 午後3時頃に、Bは美術書を借りに図書館に行った。

(23) * 今日、Bは図書館に、ショッピングモールに、区役所に行った。

(24) 今日、Bは図書館とショッピングモールと区役所(と)に行った。

いずれも表層には格助詞「に」が3度出現する(22)と(23)を比べてみると、前者が異なる意味格の「に」であるのに対して、後者が場所格（着点）を表す、同一意味格の「に」になっている。前者は非文にはならないが、後者は非文になる。(23)は同一意味格で「XにYにZに」のようにになっているが、これは(24)のように「XとYとZ(と)に」のように「と」による名詞並列のあとに格助詞をつければ成立する。「に」以外に「が」や「を」でも同様のことが生じるが、その制約の実態はやや異なっている。

加藤（2017a）では、(23)も《順次列挙》にすれば成立することを指摘している。順次列挙とは、順次発生した事象と解釈できるようにナンバリングに

¹⁴「を+は」は「をば」となり、古風な言い方となる（九州・東北ではバが対格マーカールになっている地域もある）。「を+も」の「をも」も同様に強調した古風な文体となる。

¹⁵一見すると名詞に「は」「も」がついているように思われるが、これは「が」「を」「に」といった格助詞が本来は存在し、「が」「を」は強制的に消去される規則を立てることで「名詞+格助詞」という連用成分に後接するという原則が一貫する。「に」の場合は、場所格では任意だが、受動事態の動作主などでは消去できず、他の格助詞も消去されない。

相当する副詞句類を付加することで実現できる。(23)を順次列挙にすると(25)のようになる¹⁶。順次列挙は一種の線条性の無化であり、「Xに、Yに、Zに」を順次列挙の並列構造にすることで、非文になることを免れており、「が」や「を」など他の格助詞にも適用可能である。

(25) 今日、Bはまず図書館に、次にショッピングモールに、最後に区役所に行った。

(23)が非文である以上、その「に」を「は」に置き換えた(26)もやはり非文になる。しかし、非文の(23)の「に」をすべて「(に)も」に置き換えた(27)は成立する。興味深いのは順次列挙の(25)の「に」を「(に)も」に置き換えた(28)が非文になることである。同じことは「XとYとZ(と)に」の形式をとる(24)にも当てはまる。

(26) * 今日、Bは図書館は、ショッピングモールは、区役所は行った。

(27) 今日、Bは図書館(に)も、ショッピングモール(に)も、区役所(に)も行った。

(28) * 今日、Bはまず図書館(に)も、次にショッピングモール(に)も、最後に区役所(に)も行った。

「も」については(そして、おそらくは「と」についても)順次列挙による線条性無化が作用しない。これは、「も」に照応性があることと関わりがあると考えられるが、詳細は別稿に譲る。

「累加」や「付加」あるいは松下文法での「合説」という説明は、「も」が照応性を持ち、多くの場合すでに文脈情報に照応先(=先行詞=被照応詞)が存在していることを意味している。例えば、「A」たる照応先があるときに、「Aと同じ範疇にあるB」を「も」で標示するのが、「も」の基本的用法であり、その本質は「同一範疇判断」ということになる(加藤、2017a)。照応先

¹⁶ 加藤(2017a:16)ではこれを節内部における多重格制約として以下のようにまとめている。

- ①単一節内に同一形態格が同一の意味格で同一階層に存在することはできない。
- ②ただし、同一名詞句の内部での順次列挙は、(形式的には多重格制約違反に見えるが、)節のシンタグムに対する線条性制約の適用領域外のことで、許容される。

A は形式文脈に存在して形式的に確認できる場合以外に、状況文脈や知識文脈にある場合もあるが、後者は形式的には照応が確認できない。いずれにせよ、文脈に照応先が存在していることから、「も」の用法が語用論的に記述されなければならないことがわかる。このほかに、照応先が存在しない疑似照応などを加藤（2017a）は想定しているが、本論では、照応が生じないわけではなく、加藤（2022）で言う文脈逆成で説明できると考えている。数量表現について数量評価を表す場合を除くと、照応上の特性を問わず同一範疇判断と説明できることは、「図書館に行き、同じようにショッピングモールに行き、同じように区役所に行く」という同一範疇判断を「図書館もショッピングモールも区役所も行った」のように表せることから確認できる。このとき、節として分離すれば初出時は照応が確認できないので「も」で標示しないことも可能である（が、標示することも可能だ）が、照応が判明する照応詞（二番目以降の語句など）出現以降は「も」による標示が必須となる。

(29) 今日、B は図書館 {に／にも} 行き、ショッピングモール {*に／にも}、区役所 {*に／にも} も行った。

以下では、以上を踏まえて、譲歩として扱われる「ても」句について論じる。

4. テモ句の本質的機能

「ても」がタ形分化を許容しないことはすでに確認したが、本論では加藤（2003）の「節認定基準」に従い、テンスを持たないものは節ではなく、句として扱う。よって、「ても」節ではなく、「ても」句とし、以下では「テモ句」と表すことにする。

4.1 副助詞モとテモ句の連続性

「食べても」は、動詞連用形に接続助詞の「て」がついた「食べて」に副助詞の「も」が後接したと理解される。「重くても」のように形容詞の場合でも同様に分析される。この「も」は前節で同一範疇判断を表すとした副助詞と

考えることができるが、どのようなことと同一範疇だと判断されているのだろうか。

(30) 朝食を食べて出勤する。

(31) # 朝食を食べても出勤する。

前節で見たように「も」が語用論的に記述される副助詞ならば、(30)(31)を文単独で非文とするのは一貫した記述にはならない。つまり、(31)は文法的に不適格に見えるが、語用論的に問題があって成立しないので、*でなく#を付している。

(32) いつも彼は朝食をとらずに家を出るが、週に一回程度は朝食を食べても出勤する(ことがある)。

実際に(32)のように文脈的な情報を付加すると(これでもすわりは悪いが)成立はする。(32)では、「朝食をとらない」ことと「朝食をとる」ことを、出勤時の状態として同一範疇と判断しているのである。「も」はこのように原命題(ここでは動詞句に過ぎないが)に対する否定命題(同じく厳密に言えば動詞句の否定)の双方につくことがあるのかと考えたところだが、(33)のように、肯定命題と否定命題がともに成立するような使い方が可能であることは、モダリティ関連の先行研究(仁田1991など)でつとに指摘されている。

(33) 今夜は雨が降るかもしれないし、雨が降らないかもしれない。

例えば、(34)のテモ句は(35)のようにその否定命題のテモ句や、(36)のように別のテモ句を付加することが可能である。

(34) そんなところで待っていても、バスには乗れないよ。

(35) そんなところで待っていても、待っていなくても、バスには乗れないよ。

(36) A 停留所で待っていても、B 停留所で待っていても、C 停留所で待っていても、バスには乗れないよ。

このように同じようなテモ句が追加でき、並列が可能な点は、前接で見た「も」の特徴と同じである。本論の主張の中核は、譲歩節を形成するテモ句の「も」も、副助詞の「も」の統語特性や意味特性を継承しており、その延長線

上で記述し、分析することができるとするものである。

形式上「Xしても、Yしても、Zしても」のあとに主節が続く場合は、主節の事態は、X、Y、Zのいずれの状況でも成立するという解釈となる。「も」の基本機能は、「同一範疇判断」だと前節で述べたが、これを適用すると、「Xする」ことと「Yする」ことと「Zする」ことが、主節事態の成立に関して、同じように作用する同一範疇事態だと判断されていることになる。主節は(34)のように否定文になることもあるが、この場合は、「そんなところで待っている」ことはなにかの事態と同様に「バスに乗れる」という事態には作用せず、結局「バスには乗れない」という判断を示している。では同一範疇とみなされた「なにかの事態」とは何だろうか。これは、文脈に情報がなければわからないが、話者と聴者のあいだでは文脈が共有されていて特定できることもあるだろう。しかし、テモ句はそれが主節事態の成立に影響しない、作用しないことを示していることを考えると、他の状況も主節自体の成立に影響しないと想定される。「も」には、無照応と考えられる用法もあるが、テモ句についても、照応先が明確でない無照応の用法があると考えられる。

以上の観察結果から、(37)のようにまとめることができる。

- (37) テモ句は、その句の表す内容が、他の事態と同様に、主節が表す事態の成立に作用しないことを示す。

ここで言う「他の事態」はそれを想定して同一範疇判断を示している照応先ということだが、前述の通り、明確でない場合や、実質的に無照応と見るべき場合もある。何もないときはテモ句の否定命題（テモ句が否定を含むなら肯定命題）を照応先として想定することは可能である。例えば、(34)は否定命題として「そんなところで待っていない」ことを(35)のように想定できる。この場合は、「そこでバスを待っていなければバスに乗れない」のは当然であるが、たとえ「そこでバスを待っていても、やはり同様に、バスには乗れない」という解釈になる。ここでは、「バスに乗れる」可能性を高めると思われる停留所で待つ行為をしていても同じく「バスには乗れない」ということであり、「バスに乗れる」ことに作用し、影響を与える事態として、認知上の尺度を設定していることになる。

また、照応先となる事態が複数示されてもよいことは先に確認したとおりである。この場合にも尺度性を想定すべき場合と、尺度を考えずに複数の関連事態を順不同で提示している場合がある。(37)のような用法としてテモ句を記述すると、テモ句は主節事態の成立に役立たず関与しないことを示して、結果は変わらないことを提示する文をつくることになる。これは、譲歩文と呼ぶべきものなのだろうか。

もちろん「譲歩文」の定義は、一定の条件ごとに定めるべきものではあるが、「譲歩」の原義を踏まえて考えると、典型的な譲歩文は(38)のようなものではないだろうか。

(38) この商品が10万円でも私は買わない。もしも、1万円でも買わない。たとえ、500円でも買わない。

従属節で提示される条件によって影響を受けて主節の事態の成立が想定される場合に、より主節事態が成立しやすくなるように従属節で示す条件を変えている例が(38)である。ここでは値段が安くなれば「私がこの商品を買う」可能性が高まるのだとすれば、その方向で「譲る」ことは、成立しやすいように条件を変える（場合によっては話者にとって望ましくない変更の可能性もある）ことを念頭に置いていると言えるだろう。なお、条件を変える際に尺度性が関与していることは以前から指摘がある（Fujii. 1994, 赤塚. 1998）。

無論これは「譲歩」の定義ではない。日本語の議論ではテモ句（テモ節・テモ構文）などを含むと譲歩文として扱うことが多いようだが、その意味論的実質はよくわからないことが多い。

4.2 文法形態の変異と意味

テモ句には、意味論的にいわゆる譲歩と分類すべきか判断に迷うものも少なくない。そのなかには以下のようなものがある。それぞれ例文とともに示す。

①構文化によって全体が助動詞相当の機能を持つもの：「～してもよい」

(39) このドーナツは食べてもいいよ。

②A 同一動詞句反復があるテモ句：「～しても～しても」

(40) 寝ても寝ても疲れがとれない。

②B 肯否で動詞句反復があるテモ句：「～しても～しなくても」

(41) A さんがいてもいなくても、発注を受けた仕事はこなせる。

②C 肯否で形容詞句¹⁷ 反復があるテモ句：「～くても～くなくても」

(42) 食事がおいしくてもおいしくなくても、感謝は伝えるべきだ。

③A 異なる動詞句のテモ句を累加していくもの：「A しても B しても C しても…」

(43) B さんは誉めてもけなしても別の話題を振っても、のりくりり
交わすばかりだった。

③B 異なる形容詞句のテモ句を累加していくもの：「A くても B くても C くても…」

(44) 作品がみすほらしくても神々しくてもかわいくてもごつくても、
冷静に評価すべきだ。

④最大限を表す「どんなに」「いかに」などの副詞句を伴うテモ句：「どんなに～ても」

(45) どんなに寝ても疲れがとれない。

(46) どんなにおいしくてもおかわりはしないでください。

興味深いのは、動詞では同一動詞の反復が可能 (② A) でそれが最大限を表す副詞句を伴うテモ句 (④) とほぼ同じ意味に解釈できる ((40) ≒ (45)) のに対して、形容詞ではその種の反復ができない (例えば、(46) は「おいしくてもおいしくても、おかわりはしないでください」とすると不自然になる) ということであるが、これは本論の直接の検討対象ではないので、考察は別の機会に譲ることにする。

上掲の②～④に共通しているのはテモ句のあとに「変わりなく」「変わることなく」「同じように」などに相当する表現が挿入できることである。例えば、(41) (42) (43) (45) にいずれかを挿入しても成立する。

¹⁷ ここで言う形容詞句と同様のものに形容動詞句があり、それと同様に扱えるものに名詞述語文がある。煩瑣にならないようにここでは下位区分しない。③B も同様。

- (41) A さんがいてもいなくても、変わりなく、発注を受けた仕事はこなせる。
- (42) 食事がおいしくてもおいしくなくても、変わることなく、感謝は伝えるべきだ。
- (43) B さんは誉めてもけなしても別の話題を振っても、同じように、のらりくらり交わすばかりだった。
- (45) どんなに寝ても、変わることなく、疲れがとれない。

このことは、テモ句の主節に「どうせ同じだ」「やはり変わらない」などの表現が自然に用いられていることとも一貫している。①の(39)では「同じように」などを挿入できないが、これは「～てもいい」が1つの構文的要素として固着しつつあることも考慮すれば、不合理なことではない。つまり、何も行動を起こさない状態では「このドーナツを食べない」わけだが、それと同じように「食べてもいい」という論理である。「このドーナツは、もちろん、食べなくてもいいけど、食べてもいいよ」のように冗長な言い方は通常しない。「食べてもいい」なら「食べなくてもいい」のである。

以上から、(37)にまとめたように、テモ句は主節事態の成立に「同じように」効き目がなく、影響せず作用しないことを述べるのが意味の中核にあると言えるだろう。問題は、「同じように」「同様に」と解釈する他の事態がどのように同定されるかである。これは「も」が同一範疇判断を表すときに、何を照応先として想定するかという問題と同じように扱える。例えば、照応先のありかによって、[I] 照応先が同一文のなかでテモ句として並列して表示されている、[II] 照応先が先行する形式文脈にある、[III] 照応先が場面や状況などに基づき談話記憶に生成された状況文脈にある、[IV] 具体的な照応先を想定しない無照応、のように区分できる（この順に照応の実質性が低下する）。

譲歩の意味論的な実質を考えると、①のようなテモ句では、譲歩とは感じられない¹⁸。また、藤井（2002）などが既に示しているようにテモ句が一律に

¹⁸ 譲歩文の研究では、英語の譲歩文を想定して議論がなされることが多いため、助動詞な

譲歩あるいは逆接条件であると扱うことはできない。しかし、「テモ句が主節に及ぼす影響がなく、それは他の事態と同様である」とする(37)を基盤にしてテモ句の解釈を行えば、原則としていずれの用例も説明可能である。尺度性は、複数の事態に共通する特性あるいは観点を抽出して尺度を設定するため、[IV]では尺度は想定しにくくなり、[I]では尺度を想定せずとも解釈できるケースがあるなど、すべてのテモ句に一律に適用できる概念になっていないようだ。

5. まとめ

本論で観察したこと、検討したことを踏まえて、以下の点をまとめとして記しておきたい。

- (47) テモに先行する部分ではタ形分化がなく、テンスをもたないことから節ではなく句に相当するテモ句を形成すると考える。
- (48) テモ句は、後続する主節が表す事態に、テモ句が「同じように」影響を与えず、作用が及ばず、変化しないという意味を表すことがその中核機能である。
- (49) 「同じように」という意味は、副助詞の「も」が本来持つ同一範疇判断の意味機能がテモ句に継承されたものである。
- (50) 尺度性や譲歩性は、テモ句すべてで得られる解釈とは言えず、(48)の中核機能が、照応性などの関連する要因との相互作用の中で得られる二次的な意味機能と考えられる。
- (51) テモ句の内容は主節が叙実的な内容（リアリス）であれば、事実

どで表せ、そのまま(even) if節で対応文が出てきにくいと、譲歩とは扱わないこともあるだろう。しかし、言うまでもなく、英語における譲歩(性)と日本語における譲歩(性)が同じである保証はなく、事前は無検証のまま普遍性を想定するのも適切ではない。(39)は「このドーナツを食べることを許可する」に近く、「このドーナツをあなたが食べても私は気にしない」のように譲歩性が解釈できる表現に書き換えると、意味的な乖離が感じられる。

として解釈され、必ずしも条件とは言えない用法も広く見られる。

ただし、(47)については、「～としても」など「とする」とまとまったシタグマをなす場合にはタ形分化が見られるが、これはテモ句が直接可能にしているものではないので、除外される。また、このときのタ形はアスペクチュアルな対立になることもある。今後は、この点も検討することを考えている。

参考文献

- 赤塚紀子 (1998) 「条件文と Desirability の仮説」中右実 (編) 『モダリティと発話行為』研究社
- 稲吉真子 (2020) 『「も」の文法的特性と語用論的機能に関する研究』北海道大学大学院文学研究科提出博士学位論文
- 加藤重広 (2001a) 「照応現象としてみた接続」『富山大学人文学部紀要』34, 47-78
- 加藤重広 (2001b) 「談話標識の機能について」『東京大学言語学論集』20, 121-138
- 加藤重広 (2003) 『日本語修飾構造の語用論的研究』ひつじ書房
- 加藤重広 (2006) 『日本語文法 入門ハンドブック』研究社
- 加藤重広 (2008) 「日本語の品詞体系の通言語的課題」『アジア・アフリカの言語と言語学』3 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 5-28
- 加藤重広 (2009) 「動的文脈論再考」『北海道大学大学院文学研究科紀要』128, 195-223
- 加藤重広 (2011) 「世界知識と解釈的文脈の理論」『北海道大学大学院文学研究科紀要』134, 69-96
- 加藤重広 (2013) 『日本語統語特性論』北海道大学出版会
- 加藤重広 (2016) 「発話的な効力と発話内的な効力：日本語の疑問形式を出発点に」, 加藤 (編) 『日本語語用論フォーラム』1 ひつじ書房, 27-56
- 加藤重広 (2017a) 「日本語副助詞の統語語用論的分析」, 加藤・滝浦 (編) 『日本語語用論フォーラム』2 ひつじ書房, 1-46
- 加藤重広 (2017b) 「文脈の科学としての語用論」『語用論研究』18, 78-101
- 加藤重広 (2020) 「日本語副助詞と世界知識」『語用論研究』21, 19-37
- 加藤重広 (2022) 「粗略性と過剰性—日本語における語用論的戦略—」『待遇コミュニケーション』19, 35-50
- 久野暲 (1973) 『日本文法研究』大修館書店
- 小泉保 (1987) 「譲歩文について」『言語研究』91, 1-14
- 坂原茂 (1985) 『日常言語の推論』東京大学出版会 (再刊: 『日常言語の推論 (コレクション認知科学)』東京大学出版会, 2007 年)

- 田中廣明 (2005) 「(even) if 再考：譲歩か条件か」『研究論集』85, 関西外国語大学, 19-34
- 日本語記述文法研究会 (2009) 『現代日本語文法 5 (第 9 部とりたて, 第 10 部主題)』くろしお出版
- 沼田善子 (1986) 「とりたて詞」, 奥津敬一郎ほか『いわゆる日本語助詞の研究』凡人社, 105-226
- 沼田善子 (2000) 「とりたて」, 仁田義雄・益岡隆志 (編) 『日本語の文法 2 時・否定と取り立て』岩波書店, 154-212
- 沼田善子 (2009) 『現代日本語とりたて詞の研究』ひつじ書房
- 藤井聖子 (2002) 「所謂「逆条件」のカテゴリー化をめぐって」, 生越直樹 (編) 『シリーズ言語科学 4 対照言語学』249-280, 東京大学出版会
- 松下大三郎 (1930) 『改撰標準日本語文法』中文館
- Geis, M.L. and A. Zwicky. (1971) On invited inferences, *Linguistic Inquiry* 2, 561-566.
- Fujii, S.Y. (1994) A Family of Constructions: Japanese TEMO and Other Concessive Conditionals, *BLS* 20, (Berkeley Linguistics Society), 194-207.